

## 「平成23年度受動喫煙に関する施設調査」（速報）

## 1 調査目的

県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とすることを目的に実施した。

## 2 調査内容

## (1) 受動喫煙に対する意識

- ① 受動喫煙という言葉の認知状況
- ② 受動喫煙の健康影響についての認知状況
- ③ 受動喫煙の具体的健康影響についての認知状況

## (2) 健康増進法第25条の認知状況

## (3) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知状況

- ① 条例の認知状況
- ② 条例の内容の認知状況
- ③ 条例の認知媒体、または望ましい情報提供媒体

## (4) 受動喫煙防止対策の現状、今後の予定

- ① 受動喫煙防止対策の現状
- ② 受動喫煙防止対策の現状に対する利用者の反応
- ③ 今後の受動喫煙防止対策の予定

## (5) 受動喫煙防止対策についての考え、県に期待すること

- ① 受動喫煙防止対策の動きに対する意識
- ② 受動喫煙防止のために県に期待すること

## 3 調査設計

- ① 調査地域 神奈川県全域
- ② 調査対象 神奈川県内に所在する公共的施設
- ③ 標本数 5,555サンプル
- ④ 標本抽出方法 平成21年経済センサス-基礎調査、  
かながわ医療情報検索サービスデータ、  
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく届出台帳データ、  
興業場法に基づく許可台帳データ等による単純無作為抽出
- ⑤ 調査方法 郵送による配布及び回収
- ⑥ 調査期間 平成23年10月17日（月）～10月31日（月）

※ なお、駅、バスターミナルなどの公共交通機関については、県内の鉄道事業者等に対するしっ  
皆調査を実施しており、今回の集計結果には含まれていないが、詳細な報告書においてあわせて  
結果を公表する予定。

#### 4 回収結果

##### (1) 全体の回収結果

設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
5,555	2,509	45.2%

##### (2) 施設種別毎の回収結果

施設種別	設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	131	109	83.2%
病院、診療所または助産所	176	121	68.8%
薬局	145	120	82.8%
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	224	123	54.9%
劇場、映画館、演芸場	137	102	74.5%
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	37	24	64.9%
集会場または公会堂	144	84	58.3%
展示場	3	2	66.7%
体育館、ボウリング場などの運動施設	161	94	58.4%
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	216	130	60.2%
百貨店、マーケットその他の物品販売店	288	115	39.9%
銀行、保険会社などの金融機関	244	143	58.6%
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	143	104	72.7%
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	181	130	71.8%
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	142	113	79.6%
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	690	248	35.9%
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	944	171	18.1%
ホテル、旅館などの宿泊施設	521	215	41.3%
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	354	131	37.0%
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	441	128	29.0%
これらに該当しないサービス施設	233	102	43.8%
全 体	5,555	2,509	45.2%

## 5 結果の集計にあたって

結果数値は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

## 6 施設詳細

### (1) 施設種別

(N=2,509)

	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	4.3
病院、診療所または助産所	121	4.8
薬局	120	4.8
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	4.9
劇場、映画館、演芸場	102	4.1
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	1.0
集会場または公会堂	84	3.3
展示場	2	0.1
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	3.7
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	5.2
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	115	4.6
銀行、保険会社などの金融機関	143	5.7
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	4.1
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	130	5.2
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	4.5
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	248	9.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	6.8
ホテル、旅館などの宿泊施設	215	8.6
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	5.2
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	5.1
これらに該当しないサービス施設	102	4.1

## (2) 施設形態

(%)

	総数	独立した建物	ビル、地下街の一部を使用	無回答
全体	2,509	61.0	33.7	5.3
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	99.1	0.0	0.9
病院、診療所または助産所	121	43.0	52.1	5.0
薬局	120	47.5	50.8	1.7
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	43.1	50.4	6.5
劇場、映画館、演芸場	102	58.8	39.2	2.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	95.8	0.0	4.2
集会場または公会堂	84	85.7	11.9	2.4
展示場	2	50.0	50.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	84.0	12.8	3.2
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	76.2	12.3	11.5
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	115	58.3	33.9	7.8
銀行、保険会社などの金融機関	143	49.0	46.2	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	74.0	23.1	2.9
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	130	74.6	20.8	4.6
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	76.1	19.5	4.4
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	248	46.4	46.4	7.3
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	28.7	69.6	1.8
ホテル、旅館などの宿泊施設	215	90.2	3.3	6.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	35.1	54.2	10.7
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	51.6	39.8	8.6
これらに該当しないサービス施設	102	57.8	39.2	2.9

### (3) 施設規模

(%)

	総 数	< 5 0 m <sup>2</sup>	1 5 0 0 m <sup>2</sup> < 以下	3 1 0 0 m <sup>2</sup> < 以下	7 3 0 0 m <sup>2</sup> < 以下	1 7 0 0 m <sup>2</sup> < 以下	1, 0 0 m <sup>2</sup> < 以下	無 回 答
全体	2,509	18.8	19.1	15.0	10.7	4.8	22.4	9.2
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	109	0.0	0.0	0.9	9.2	12.8	66.1	11.0
病院、診療所または助産所	121	5.8	40.5	34.7	5.8	0.8	3.3	9.1
薬局	120	33.3	45.8	10.8	2.5	0.0	0.0	7.5
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	46.3	42.3	5.7	1.6	0.8	0.0	3.3
劇場、映画館、演芸場	102	0.0	0.0	7.8	2.9	4.9	81.4	2.9
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
集会場または公会堂	84	2.4	9.5	17.9	17.9	17.9	31.0	3.6
展示場	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	5.3	6.4	11.7	11.7	4.3	53.2	7.4
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	130	0.0	9.2	31.5	26.9	5.4	9.2	17.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	115	33.0	26.1	14.8	6.1	1.7	4.3	13.9
銀行、保険会社などの金融機関	143	26.6	14.7	18.9	16.1	6.3	6.3	11.2
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	1.0	1.9	12.5	11.5	4.8	65.4	2.9
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	130	6.2	13.1	24.6	17.7	7.7	17.7	13.1
官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	113	7.1	7.1	12.4	20.4	6.2	42.5	4.4
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	248	40.3	30.2	13.7	2.4	0.4	3.2	9.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	41.5	26.9	13.5	3.5	1.8	7.6	5.3
ホテル、旅館などの宿泊施設	215	2.8	6.5	13.0	19.5	8.8	35.8	13.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	21.4	16.8	21.4	15.3	2.3	12.2	10.7
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	10.9	23.4	13.3	13.3	8.6	14.8	15.6
これらに該当しないサービス施設	102	48.0	31.4	5.9	3.9	2.9	2.0	5.9

以降の設問については、条例の規制が義務となる施設(第1種施設+第2種施設)と努力義務となる施設(特例第2種施設\*)とに表を分けて集計をしている。

なお、飲食店と宿泊施設のうち、本設問により施設規模がわからないものについては集計から除外している。

\* 特例第2種施設：条例の規制が努力義務となる施設で、マージャン店、パチンコ店などの風営法対象施設、小規模な飲食店や宿泊施設が該当する。

問1 あなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。）は「受動喫煙」という言葉をご存じですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

(%)

	総数	言葉も意味も知っている	言葉は知っている	知らなかった（今回の調査で初めて知った）	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	96.3	2.8	0.9	0.0
病院、診療所または助産所	121	92.6	5.0	0.8	1.7
薬局	120	90.8	7.5	1.7	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	87.0	5.7	5.7	1.6
劇場、映画館、演芸場	102	95.1	3.9	1.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	100.0	0.0	0.0	0.0
集会場または公会堂	84	96.4	3.6	0.0	0.0
展示場	2	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	76.6	13.8	8.5	1.1
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	82.3	13.8	3.1	0.8
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	76.5	15.7	5.2	2.6
銀行、保険会社などの金融機関	143	84.6	9.1	4.2	2.1
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	98.1	1.0	0.0	1.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	83.8	12.3	3.8	0.0
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	92.9	5.3	1.8	0.0
第1種施設 計	1,514	88.6	7.7	2.8	0.9
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	93.9	6.1	0.0	0.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	88.5	6.3	4.2	1.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	81.7	10.7	5.3	2.3
これらに該当しないサービス施設	102	80.4	13.7	4.9	1.0
第2種施設 計	378	84.7	9.8	4.2	1.3
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	87.8	8.1	3.1	1.0

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	75.4	17.1	7.4	0.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	66.1	21.6	11.1	1.2
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	74.4	21.1	4.4	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	74.2	15.6	8.6	1.6
特例第2種施設 計	564	72.2	18.8	8.3	0.7

問2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

	総数	健康への影響がある	健康への影響は無い	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	95.4	0.9	3.7	0.0
病院、診療所または助産所	121	95.0	1.7	0.8	2.5
薬局	120	96.7	0.8	2.5	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	94.3	0.8	4.1	0.8
劇場、映画館、演芸場	102	96.1	0.0	3.9	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	95.8	0.0	4.2	0.0
集会場または公会堂	84	96.4	0.0	3.6	0.0
展示場	2	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	91.5	2.1	6.4	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	94.6	0.8	3.8	0.8
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	87.0	1.7	9.6	1.7
銀行、保険会社などの金融機関	143	93.7	0.0	3.5	2.8
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	93.3	0.0	4.8	1.9
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	94.6	0.8	3.1	1.5
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	92.0	0.9	7.1	0.0
第1種施設 計	1,514	93.9	0.8	4.3	1.0
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	95.9	0.0	4.1	0.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	90.6	0.0	9.4	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	89.3	0.8	7.6	2.3
これらに該当しないサービス施設	102	91.2	0.0	6.9	2.0
第2種施設 計	378	91.0	0.3	7.4	1.3
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	93.3	0.7	4.9	1.1

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	85.7	2.9	11.4	0.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	74.3	4.7	21.1	0.0
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	90.0	0.0	10.0	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	81.3	0.8	16.4	1.6
特例第2種施設 計	564	81.9	2.5	15.2	0.4

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があるとお考えですか。次の健康への影響について、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの「健康への影響」に○は1つ)

(%)

	該当数	肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める				子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める			
		影響がある	影響はない	わからない	無回答	影響がある	影響はない	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	104	99.0	0.0	1.0	0.0	95.2	0.0	4.8	0.0
病院、診療所または助産所	115	98.3	0.9	0.0	0.9	93.9	0.9	3.5	1.7
薬局	116	97.4	0.9	0.9	0.9	91.4	1.7	6.0	0.9
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	116	94.8	0.9	4.3	0.0	89.7	1.7	6.9	1.7
劇場、映画館、演芸場	98	96.9	0.0	2.0	1.0	93.9	0.0	5.1	1.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	23	100.0	0.0	0.0	0.0	91.3	0.0	8.7	0.0
集会場または公会堂	81	96.3	0.0	3.7	0.0	90.1	0.0	8.6	1.2
展示場	2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	86	96.5	0.0	2.3	1.2	95.3	0.0	4.7	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	123	93.5	0.8	4.1	1.6	81.3	0.0	10.6	8.1
百貨店、マーケットその他の物品販売店	100	94.0	0.0	6.0	0.0	84.0	1.0	14.0	1.0
銀行、保険会社などの金融機関	134	96.3	0.7	3.0	0.0	83.6	0.7	13.4	2.2
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	97	100.0	0.0	0.0	0.0	91.8	0.0	8.2	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	123	98.4	0.0	0.8	0.8	93.5	0.0	5.7	0.8
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	104	97.1	0.0	2.9	0.0	92.3	0.0	7.7	0.0
第1種施設 計	1,422	96.8	0.4	2.3	0.5	90.2	0.5	7.7	1.5
飲食店 第2種施設（100㎡超）	47	93.6	2.1	4.3	0.0	83.0	0.0	10.6	6.4
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	87	96.6	0.0	3.4	0.0	90.8	0.0	6.9	2.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	117	94.9	0.0	4.3	0.9	81.2	0.0	12.8	6.0
これらに該当しないサービス施設	93	95.7	0.0	4.3	0.0	83.9	0.0	14.0	2.2
第2種施設 計	344	95.3	0.3	4.1	0.3	84.6	0.0	11.3	4.1
第1種施設＋第2種施設 合計	1,766	96.5	0.3	2.7	0.5	89.1	0.4	8.4	2.0

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	150	92.7	0.0	7.3	0.0	74.7	1.3	20.0	4.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	127	89.8	0.8	8.7	0.8	82.7	2.4	11.8	3.1
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	81	91.4	0.0	8.6	0.0	79.0	1.2	16.0	3.7
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	104	95.2	1.0	3.8	0.0	78.8	2.9	15.4	2.9
特例第2種施設 計	462	92.2	0.4	7.1	0.2	78.6	1.9	16.0	3.5



(%)

	該当数	乳幼児突然死症候群の危険性を高める				妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める			
		影響がある	影響はない	わからない	無回答	影響がある	影響はない	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	104	59.6	0.0	40.4	0.0	85.6	0.0	14.4	0.0
病院、診療所または助産所	115	61.7	0.9	36.5	0.9	87.0	0.0	11.3	1.7
薬局	116	64.7	1.7	31.0	2.6	90.5	0.9	7.8	0.9
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	116	51.7	1.7	44.8	1.7	82.8	0.9	14.7	1.7
劇場、映画館、演芸場	98	62.2	0.0	36.7	1.0	90.8	0.0	8.2	1.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	23	60.9	0.0	39.1	0.0	87.0	0.0	13.0	0.0
集会場または公会堂	81	55.6	0.0	43.2	1.2	85.2	0.0	13.6	1.2
展示場	2	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	86	60.5	0.0	37.2	2.3	80.2	0.0	17.4	2.3
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	123	43.1	1.6	47.2	8.1	70.7	0.0	22.0	7.3
百貨店、マーケットその他の物品販売店	100	55.0	2.0	42.0	1.0	78.0	0.0	22.0	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	134	57.5	0.7	39.6	2.2	74.6	0.7	22.4	2.2
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	97	58.8	2.1	39.2	0.0	83.5	2.1	14.4	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	123	65.9	0.0	34.1	0.0	86.2	0.0	13.8	0.0
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	104	66.3	1.0	31.7	1.0	81.7	0.0	18.3	0.0
第1種施設 計	1,422	58.6	0.9	38.7	1.8	82.7	0.4	15.5	1.5
飲食店 第2種施設（100㎡超）	47	53.2	2.1	36.2	8.5	78.7	0.0	14.9	6.4
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	87	63.2	0.0	33.3	3.4	80.5	0.0	17.2	2.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	117	47.9	2.6	42.7	6.8	72.6	0.9	21.4	5.1
これらに該当しないサービス施設	93	47.3	0.0	49.5	3.2	76.3	0.0	21.5	2.2
第2種施設 計	344	52.3	1.2	41.3	5.2	76.5	0.3	19.5	3.8
第1種施設＋第2種施設 合計	1,766	57.4	1.0	39.2	2.4	81.5	0.3	16.3	1.9

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	150	44.0	0.7	50.0	5.3	67.3	0.7	28.0	4.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	127	44.9	3.9	48.8	2.4	73.2	2.4	22.0	2.4
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	81	51.9	1.2	42.0	4.9	75.3	1.2	19.8	3.7
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	104	47.1	2.9	47.1	2.9	61.5	1.9	34.6	1.9
特例第2種施設 計	462	46.3	2.2	47.6	3.9	69.0	1.5	26.4	3.0

《問4～問5はすべての施設がお答えください。》

問4 あなたは健康増進法第25条で、「学校、病院、飲食店など多くの人を利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められていることをご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

	総数	知っている	知らなかった	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	91.7	5.5	2.8
病院、診療所または助産所	121	84.3	14.9	0.8
薬局	120	74.2	24.2	1.7
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	64.2	30.1	5.7
劇場、映画館、演芸場	102	90.2	6.9	2.9
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	91.7	8.3	0.0
集会場または公会堂	84	91.7	4.8	3.6
展示場	2	100.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	78.7	19.1	2.1
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	83.1	10.0	6.9
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	74.8	20.9	4.3
銀行、保険会社などの金融機関	143	79.7	15.4	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	89.4	7.7	2.9
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	79.2	20.0	0.8
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	92.0	8.0	0.0
第1種施設 計	1,514	82.2	14.7	3.0
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	91.8	6.1	2.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	85.4	14.6	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	80.9	13.7	5.3
これらに該当しないサービス施設	102	79.4	16.7	3.9
第2種施設 計	378	83.1	13.8	3.2
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	82.4	14.5	3.1

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	74.9	22.3	2.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	68.4	26.9	4.7
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	81.1	14.4	4.4
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	68.8	26.6	4.7
特例第2種施設 計	564	72.5	23.4	4.1

問5 あなたは神奈川県を受動喫煙を防止するための条例（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「受動喫煙防止条例」といいます））についてご存じですか。

次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

(%)

	総数	内容を知っている	内容を少し知っている	知っていることは条例があることは知っている	知らなかった	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	40.4	42.2	11.9	3.7	1.8
病院、診療所または助産所	121	25.6	37.2	25.6	9.9	1.7
薬局	120	15.8	42.5	28.3	11.7	1.7
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	8.9	35.8	32.5	17.9	4.9
劇場、映画館、演芸場	102	44.1	37.3	15.7	1.0	2.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	54.2	33.3	12.5	0.0	0.0
集会場または公会堂	84	33.3	39.3	23.8	1.2	2.4
展示場	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	39.4	19.1	24.5	12.8	4.3
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	41.5	33.1	17.7	2.3	5.4
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	19.1	34.8	32.2	10.4	3.5
銀行、保険会社などの金融機関	143	25.2	25.9	30.1	14.0	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	36.5	48.1	12.5	1.9	1.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	24.6	33.8	26.9	14.6	0.0
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	42.5	38.9	13.3	4.4	0.9
第1種施設 計	1,514	30.3	35.8	22.9	8.4	2.6
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	38.8	40.8	18.4	2.0	0.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	44.8	36.5	13.5	5.2	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	48.9	27.5	11.5	9.9	2.3
これらに該当しないサービス施設	102	21.6	32.4	33.3	8.8	3.9
第2種施設 計	378	39.2	32.8	18.8	7.4	1.9
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	32.1	35.2	22.0	8.2	2.5
飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	26.9	36.6	26.9	8.0	1.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	15.8	34.5	29.2	16.4	4.1
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	35.6	25.6	26.7	7.8	4.4
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	25.8	38.3	23.4	9.4	3.1
特例第2種施設 計	564	24.6	34.6	26.8	10.8	3.2

《問6は、問5で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ方がお答えください。》

問6 受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

(%)

	該当数	不特定または多数者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである	学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならぬ	飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない	小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	90	84.4	93.3	85.6	56.7
病院、診療所または助産所	76	84.2	92.1	88.2	53.9
薬局	70	87.1	70.0	91.4	52.9
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	55	87.3	76.4	90.9	47.3
劇場、映画館、演芸場	83	96.4	83.1	88.0	63.9
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	21	100.0	95.2	90.5	57.1
集会場または公会堂	61	86.9	86.9	88.5	62.3
展示場	2	100.0	50.0	100.0	50.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	55	90.9	78.2	90.9	60.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	97	89.7	76.3	75.3	50.5
百貨店、マーケットその他の物品販売店	62	80.6	77.4	95.2	61.3
銀行、保険会社などの金融機関	73	84.9	71.2	83.6	50.7
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	88	90.9	89.8	89.8	61.4
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	76	90.8	92.1	92.1	67.1
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	92	93.5	90.2	88.0	65.2
第1種施設 計	1,001	88.8	83.6	87.8	58.0
飲食店 第2種施設（100㎡超）	39	89.7	69.2	92.3	56.4
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	78	92.3	70.5	88.5	60.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	100	89.0	66.0	86.0	68.0
これらに該当しないサービス施設	55	85.5	76.4	76.4	61.8
第2種施設 計	272	89.3	69.9	85.7	62.9
第1種施設+第2種施設 合計	1,273	88.9	80.7	87.4	59.1

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	111	74.8	73.0	78.4	76.6
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	86	73.3	77.9	82.6	62.8
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	55	90.9	80.0	85.5	70.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	82	76.8	78.0	68.3	84.1
特例第2種施設 計	334	77.5	76.6	78.1	74.0

(%)

	全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならぬ	保護者がいつしよでも、喫煙所や喫煙席(区域)に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない	必要な義務を果たさない施設には罰則(過料)が科される場合がある	無回答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	23.3	56.7	47.8	45.6	3.3
病院、診療所または助産所	22.4	42.1	32.9	48.7	0.0
薬局	21.4	52.9	21.4	28.6	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	18.2	41.8	32.7	40.0	0.0
劇場、映画館、演芸場	45.8	66.3	44.6	61.4	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	38.1	85.7	52.4	57.1	0.0
集会場または公会堂	32.8	50.8	34.4	54.1	0.0
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	38.2	61.8	52.7	52.7	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	24.7	48.5	30.9	53.6	1.0
百貨店、マーケットその他の物品販売店	33.9	56.5	24.2	51.6	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	31.5	45.2	23.3	50.7	0.0
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	36.4	58.0	40.9	59.1	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	36.8	53.9	39.5	48.7	0.0
官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	40.2	60.9	41.3	53.3	1.1
第1種施設 計	31.5	54.3	36.5	50.3	0.5
飲食店 第2種施設(100㎡超)	17.9	69.2	46.2	59.0	0.0
宿泊施設 第2種施設(700㎡超)	29.5	65.4	50.0	65.4	1.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	37.0	71.0	52.0	64.0	0.0
これらに該当しないサービス施設	20.0	49.1	21.8	34.5	0.0
第2種施設 計	28.7	64.7	44.5	57.7	0.4
第1種施設+第2種施設 合計	30.9	56.6	38.2	51.9	0.5

飲食店 特例第2種施設(100㎡以下)	16.2	36.9	26.1	42.3	0.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	24.4	44.2	37.2	39.5	0.0
宿泊施設 特例第2種施設(700㎡以下)	23.6	58.2	34.5	41.8	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	19.5	42.7	34.1	45.1	1.2
特例第2種施設 計	20.4	43.7	32.3	42.2	0.3

《問7～問8はすべての施設がお答えください。》

問7 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問5で「4 知らなかった（今回の調査で初めて知った）」を選んだ方は、どのような方法でお知らせするのが良いと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

(%)

	総数	県 のた より	市 町 村 の 広 報 誌	新 聞 報 道	組 テ レ ビ ・ ラ ジ オ 番	タ ウ ン 紙	雑 誌	ヤ イ ベ ン ト ・ 街 頭 キ	条 例 の 説 明 会
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	63.3	41.3	72.5	41.3	5.5	4.6	8.3	2.8
病院、診療所または助産所	121	31.4	22.3	51.2	44.6	6.6	1.7	6.6	0.8
薬局	120	28.3	25.8	54.2	50.8	8.3	4.2	12.5	0.8
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	26.8	26.0	48.8	56.9	10.6	8.1	9.8	2.4
劇場、映画館、演芸場	102	36.3	27.5	59.8	29.4	6.9	2.9	11.8	10.8
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	41.7	41.7	79.2	50.0	8.3	0.0	8.3	20.8
集会場または公会堂	84	40.5	40.5	58.3	45.2	8.3	2.4	6.0	3.6
展示場	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	39.4	26.6	55.3	38.3	11.7	2.1	2.1	4.3
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	39.2	20.0	49.2	36.2	4.6	2.3	4.6	6.9
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	28.7	33.0	51.3	48.7	9.6	7.0	14.8	6.1
銀行、保険会社などの金融機関	143	23.8	15.4	58.7	41.3	7.0	5.6	4.9	1.4
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	37.5	26.9	61.5	32.7	5.8	2.9	5.8	2.9
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	46.9	43.8	57.7	40.8	11.5	3.1	6.9	8.5
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	46.0	33.6	68.1	46.0	8.0	3.5	8.0	1.8
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,514</b>	<b>37.1</b>	<b>29.1</b>	<b>57.5</b>	<b>42.8</b>	<b>8.0</b>	<b>3.9</b>	<b>7.9</b>	<b>4.3</b>
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	30.6	30.6	63.3	30.6	10.2	0.0	4.1	6.1
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	32.3	25.0	55.2	42.7	4.2	3.1	5.2	11.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	24.4	18.3	43.5	34.4	5.3	7.6	6.9	7.6
これらに該当しないサービス施設	102	32.4	27.5	50.0	52.9	7.8	4.9	8.8	3.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>378</b>	<b>29.4</b>	<b>24.1</b>	<b>50.8</b>	<b>41.0</b>	<b>6.3</b>	<b>4.8</b>	<b>6.6</b>	<b>7.4</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,892</b>	<b>35.6</b>	<b>28.1</b>	<b>56.2</b>	<b>42.4</b>	<b>7.7</b>	<b>4.1</b>	<b>7.6</b>	<b>4.9</b>

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	22.9	17.1	36.0	45.7	8.0	3.4	6.3	6.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	22.2	19.3	39.8	49.7	3.5	5.8	5.8	6.4
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	33.3	26.7	50.0	42.2	8.9	1.1	5.6	8.9
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	25.0	14.1	48.4	44.5	4.7	2.3	2.3	7.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>564</b>	<b>24.8</b>	<b>18.6</b>	<b>42.2</b>	<b>46.1</b>	<b>6.0</b>	<b>3.5</b>	<b>5.1</b>	<b>7.3</b>

(%)

	県の職員の訪問	県のチラシ・リーフレット	ポスター	ホームページ	家族・友人からの情報	加入している団体からの情報	禁煙や分煙の表示	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.0	31.2	24.8	11.0	5.5	10.1	19.3	1.8	2.8
病院、診療所または助産所	0.0	6.6	13.2	8.3	4.1	24.0	14.9	1.7	4.1
薬局	1.7	10.0	21.7	3.3	8.3	20.0	18.3	2.5	2.5
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	2.4	8.9	23.6	7.3	10.6	14.6	29.3	4.1	5.7
劇場、映画館、演芸場	2.0	22.5	23.5	11.8	6.9	14.7	12.7	6.9	2.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	8.3	25.0	16.7	16.7	12.5	12.5	16.7	12.5	0.0
集会場または公会堂	2.4	21.4	17.9	11.9	8.3	8.3	15.5	2.4	1.2
展示場	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	8.5	22.3	13.8	10.6	7.4	12.8	19.1	1.1	4.3
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	0.8	10.8	19.2	3.8	3.8	54.6	20.0	1.5	6.9
百貨店、マーケットその他の物品販売店	8.7	10.4	20.9	11.3	14.8	16.5	27.8	6.1	2.6
銀行、保険会社などの金融機関	1.4	4.9	9.8	9.1	7.0	4.9	13.3	4.9	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	2.9	25.0	17.3	19.2	3.8	10.6	20.2	8.7	1.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	5.4	23.8	26.2	10.0	6.2	15.4	28.5	2.3	0.8
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	1.8	23.0	21.2	19.5	3.5	9.7	15.9	4.4	0.0
第1種施設 計	2.9	16.4	19.4	10.4	7.0	17.0	19.7	3.8	3.0
飲食店 第2種施設（100㎡超）	0.0	14.3	14.3	8.2	2.0	36.7	20.4	4.1	0.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	19.8	16.7	15.6	8.3	4.2	20.8	18.8	2.1	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	11.5	15.3	13.0	13.7	9.9	10.7	14.5	9.9	5.3
これらに該当しないサービス施設	5.9	11.8	20.6	4.9	11.8	19.6	25.5	1.0	5.9
第2種施設 計	10.6	14.6	15.9	9.3	7.9	19.0	19.3	4.8	3.4
第1種施設＋第2種施設 合計	4.4	16.1	18.7	10.2	7.2	17.4	19.6	4.0	3.1

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	5.1	10.9	10.9	3.4	12.6	29.1	21.7	2.3	5.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	4.1	11.1	16.4	4.1	16.4	18.7	26.3	2.3	7.6
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	5.6	14.4	10.0	5.6	5.6	33.3	17.8	5.6	4.4
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	0.8	7.8	11.7	7.0	7.0	35.9	14.1	1.6	5.5
特例第2種施設 計	3.9	10.8	12.6	4.8	11.3	28.2	20.7	2.7	6.0

問8 貴施設は受動喫煙を防止するために、どのような対策をしていますか。

利用客が利用する屋内部分の対策について、次のⅠ、Ⅱ、Ⅲの中から1つ選び、Ⅱを選んだ施設は、さらに下の番号の中から1つ選んでください。(○は1つ(Ⅱを選んだ場合は1つずつ))

※ 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

(%)

	総数	利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている	利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている	
			仕切りなどで区切った「喫煙所」(※2)を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している	「喫煙席(区域)」(※3)と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	109	88.1	2.8	0.0
病院、診療所または助産所	121	92.6	1.7	0.8
薬局	120	94.2	1.7	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	85.4	1.6	0.0
劇場、映画館、演芸場	102	75.5	8.8	2.9
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	66.7	16.7	0.0
集会場または公会堂	84	77.4	8.3	2.4
展示場	2	0.0	100.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	56.4	11.7	5.3
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	130	56.9	17.7	4.6
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	54.8	7.0	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	143	67.1	9.1	4.2
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	92.3	2.9	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	80.0	7.7	1.5
官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	113	78.8	8.0	1.8
第1種施設 計	1,514	76.6	7.1	1.8
飲食店 第2種施設(100㎡超)	49	44.9	22.4	10.2
宿泊施設 第2種施設(700㎡超)	96	34.4	25.0	11.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	19.8	17.6	22.1
これらに該当しないサービス施設	102	63.7	4.9	1.0
第2種施設 計	378	38.6	16.7	12.2
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	69.0	9.0	3.9

飲食店 特例第2種施設(100㎡以下)	175	20.6	4.0	4.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	8.8	3.5	1.8
宿泊施設 特例第2種施設(700㎡以下)	90	26.7	7.8	2.2
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	128	3.9	3.9	1.6
特例第2種施設 計	564	14.2	4.4	2.5



※1 「喫煙所」＝たばこを吸うための場所

※2 「喫煙席（区域）」＝たばこを吸いながら施設のサービスを受けることができる場所

(%)

	利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている				屋内に「禁煙の場所」は無い(全ての場所で喫煙できる)	無回答
	「喫煙所」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない	「喫煙席(区域)」と「禁煙の場所」を分けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない	「禁煙の場所」を設けている	その他		
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	2.8	0.0	0.0	1.8	0.9	3.7
病院、診療所または助産所	0.8	0.0	0.0	0.0	1.7	2.5
薬局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	3.3
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.6	0.8	0.0	1.6	0.0	8.9
劇場、映画館、演芸場	3.9	3.9	0.0	0.0	0.0	4.9
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
集会場または公会堂	4.8	1.2	0.0	0.0	3.6	2.4
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	8.5	5.3	1.1	0.0	6.4	5.3
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	3.8	4.6	0.0	0.8	2.3	9.2
百貨店、マーケットその他の物品販売店	6.1	2.6	2.6	2.6	9.6	14.8
銀行、保険会社などの金融機関	2.1	1.4	0.7	0.7	7.0	7.7
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.9
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	3.1	2.3	0.0	0.0	3.8	1.5
官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	4.4	0.0	0.9	0.0	1.8	4.4
<b>第1種施設 計</b>	<b>3.3</b>	<b>1.7</b>	<b>0.4</b>	<b>0.6</b>	<b>3.0</b>	<b>5.6</b>
飲食店 第2種施設(100㎡超)	2.0	6.1	0.0	2.0	8.2	4.1
宿泊施設 第2種施設(700㎡超)	12.5	0.0	1.0	2.1	6.3	7.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	5.3	9.9	2.3	3.1	12.2	7.6
これらに該当しないサービス施設	5.9	4.9	2.0	4.9	9.8	2.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>6.9</b>	<b>5.6</b>	<b>1.6</b>	<b>3.2</b>	<b>9.5</b>	<b>5.8</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>4.0</b>	<b>2.4</b>	<b>0.6</b>	<b>1.1</b>	<b>4.3</b>	<b>5.7</b>
飲食店 特例第2種施設(100㎡以下)	5.1	8.0	4.6	1.7	38.3	13.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	4.7	7.6	0.6	0.6	48.0	24.6
宿泊施設 特例第2種施設(700㎡以下)	13.3	4.4	2.2	2.2	26.7	14.4
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	3.1	8.6	1.6	2.3	53.9	21.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>5.9</b>	<b>7.4</b>	<b>2.3</b>	<b>1.6</b>	<b>42.9</b>	<b>18.8</b>

\* 本設問の回答が無かったために対策状況がわからない施設を除いて再集計

(%)

	総数	利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている	利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている	
			仕切りなどで区切った「喫煙所」(※2)を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している	「喫煙席(区域)」(※3)と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	105	91.4	2.9	0.0
病院、診療所または助産所	118	94.9	1.7	0.8
薬局	116	97.4	1.7	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	112	93.8	1.8	0.0
劇場、映画館、演芸場	97	79.4	9.3	3.1
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	23	69.6	17.4	0.0
集会場または公会堂	82	79.3	8.5	2.4
展示場	2	0.0	100.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	89	59.6	12.4	5.6
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	118	62.7	19.5	5.1
百貨店、マーケットその他の物品販売店	98	64.3	8.2	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	132	72.7	9.8	4.5
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	101	95.0	3.0	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	128	81.3	7.8	1.6
官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	108	82.4	8.3	1.9
第1種施設 計	1,429	81.1	7.6	1.9
飲食店 第2種施設(100㎡超)	47	46.8	23.4	10.6
宿泊施設 第2種施設(700㎡超)	89	37.1	27.0	12.4
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	121	21.5	19.0	24.0
これらに該当しないサービス施設	99	65.7	5.1	1.0
第2種施設 計	356	41.0	17.7	12.9
第1種施設+第2種施設 合計	1,785	73.1	9.6	4.1

飲食店 特例第2種施設(100㎡以下)	151	23.8	4.6	4.6
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	129	11.6	4.7	2.3
宿泊施設 特例第2種施設(700㎡以下)	77	31.2	9.1	2.6
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	101	5.0	5.0	2.0
特例第2種施設 計	458	17.5	5.5	3.1

(%)

	利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている				屋内に「禁煙の場所」は無い（全ての場所で喫煙できる）
	「喫煙所」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない	「喫煙席（区域）」と「禁煙の場所」を分けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない	「禁煙の場所」を設けている	その他	
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	2.9	0.0	0.0	1.9	1.0
病院、診療所または助産所	0.8	0.0	0.0	0.0	1.7
薬局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.8	0.9	0.0	1.8	0.0
劇場、映画館、演芸場	4.1	4.1	0.0	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場または公会堂	4.9	1.2	0.0	0.0	3.7
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	9.0	5.6	1.1	0.0	6.7
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	4.2	5.1	0.0	0.8	2.5
百貨店、マーケットその他の物品販売店	7.1	3.1	3.1	3.1	11.2
銀行、保険会社などの金融機関	2.3	1.5	0.8	0.8	7.6
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	3.1	2.3	0.0	0.0	3.9
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	4.6	0.0	0.9	0.0	1.9
第1種施設 計	3.5	1.7	0.4	0.6	3.1
飲食店 第2種施設（100㎡超）	2.1	6.4	0.0	2.1	8.5
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	13.5	0.0	1.1	2.2	6.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	5.8	10.7	2.5	3.3	13.2
これらに該当しないサービス施設	6.1	5.1	2.0	5.1	10.1
第2種施設 計	7.3	5.9	1.7	3.4	10.1
第1種施設＋第2種施設 合計	4.3	2.6	0.7	1.2	4.5

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	6.0	9.3	5.3	2.0	44.4
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	6.2	10.1	0.8	0.8	63.6
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	15.6	5.2	2.6	2.6	31.2
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	4.0	10.9	2.0	3.0	68.3
特例第2種施設 計	7.2	9.2	2.8	2.0	52.8

《問9は、問8で「Ⅰ 利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている」「Ⅱ 利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている」を選んだ方がお答えください。》

問9 貴施設の受動喫煙防止対策の現状に対して、利用者からはどのような反応がありますか。  
次のア、イの各項目について、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

(%)

	ア たばこを吸わない利用者の反応						
	該当数	良い	どちらかといふと良い	どちらかといふと良くない	良くない	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	104	77.9	4.8	1.9	0.0	9.6	5.8
病院、診療所または助産所	116	67.2	2.6	0.0	0.0	25.0	5.2
薬局	115	60.9	3.5	0.0	0.9	32.2	2.6
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	112	58.0	1.8	0.0	0.0	33.0	7.1
劇場、映画館、演芸場	97	61.9	15.5	2.1	1.0	12.4	7.2
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	23	52.2	17.4	4.3	0.0	26.1	0.0
集会場または公会堂	79	64.6	12.7	1.3	0.0	15.2	6.3
展示場	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	83	62.7	13.3	1.2	1.2	8.4	13.3
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	115	67.8	16.5	2.6	1.7	3.5	7.8
百貨店、マーケットその他の物品販売店	87	48.3	10.3	2.3	0.0	25.3	13.8
銀行、保険会社などの金融機関	122	63.9	8.2	1.6	1.6	19.7	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	100	53.0	11.0	1.0	0.0	30.0	5.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	123	65.0	6.5	0.0	0.0	17.9	10.6
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	106	62.3	6.6	0.9	1.9	25.5	2.8
第1種施設 計	1,384	62.6	8.5	1.2	0.7	20.2	6.8
飲食店 第2種施設（100㎡超）	43	62.8	20.9	2.3	4.7	2.3	7.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	83	50.6	18.1	0.0	0.0	12.0	19.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	105	48.6	25.7	6.7	3.8	7.6	7.6
これらに該当しないサービス施設	89	61.8	6.7	1.1	2.2	18.0	10.1
第2種施設 計	320	54.7	17.8	2.8	2.5	10.9	11.3
第1種施設+第2種施設 合計	1,704	61.2	10.3	1.5	1.0	18.5	7.6

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	84	48.8	16.7	9.5	3.6	11.9	9.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	47	46.8	21.3	4.3	4.3	4.3	19.1
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	53	45.3	20.8	5.7	1.9	20.8	5.7
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	32	31.3	12.5	3.1	3.1	6.3	43.8
特例第2種施設 計	216	44.9	18.1	6.5	3.2	11.6	15.7

(%)

	イ たばこを吸う利用者の反応						
	該当数	良い	どちらかという と良い	どちらかという と良くない	良くない	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	104	34.6	19.2	14.4	2.9	22.1	6.7
病院、診療所または助産所	116	40.5	7.8	6.0	0.0	37.1	8.6
薬局	115	32.2	7.8	1.7	3.5	49.6	5.2
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	112	26.8	15.2	2.7	0.0	48.2	7.1
劇場、映画館、演芸場	97	18.6	23.7	20.6	6.2	23.7	7.2
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	23	13.0	47.8	8.7	0.0	26.1	4.3
集会場または公会堂	79	29.1	24.1	16.5	3.8	21.5	5.1
展示場	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	83	30.1	21.7	14.5	7.2	12.0	14.5
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	115	13.9	29.6	21.7	13.0	10.4	11.3
百貨店、マーケットその他の物品販売店	87	17.2	9.2	16.1	1.1	40.2	16.1
銀行、保険会社などの金融機関	122	20.5	20.5	13.1	3.3	37.7	4.9
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	100	18.0	19.0	6.0	2.0	50.0	5.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	123	31.7	17.1	4.9	2.4	28.5	15.4
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	106	32.1	17.9	5.7	2.8	38.7	2.8
第1種施設 計	1,384	26.4	18.3	10.6	3.6	32.7	8.3
飲食店 第2種施設（100㎡超）	43	20.9	30.2	25.6	7.0	7.0	9.3
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	83	13.3	27.7	16.9	9.6	12.0	20.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	105	12.4	18.1	26.7	22.9	13.3	6.7
これらに該当しないサービス施設	89	25.8	14.6	7.9	6.7	32.6	12.4
第2種施設 計	320	17.5	21.3	18.8	12.8	17.5	12.2
第1種施設＋第2種施設 合計	1,704	24.8	18.8	12.1	5.3	29.9	9.0

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	84	25.0	25.0	14.3	10.7	14.3	10.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	47	12.8	23.4	19.1	17.0	4.3	23.4
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	53	15.1	22.6	20.8	15.1	18.9	7.5
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	32	15.6	15.6	18.8	3.1	3.1	43.8
特例第2種施設 計	216	18.5	22.7	17.6	12.0	11.6	17.6

《問 10～問 13 はすべての施設がお答えください。》

問 10 貴施設は利用客が利用する屋内部分について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

	総数	すでに実施している受動喫煙防止対策を今後も続ける	利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にする	仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する	「喫煙席(区域)」と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	91.7	1.8	0.0	0.9
病院、診療所または助産所	121	95.9	0.8	0.8	0.0
薬局	120	91.7	0.8	0.8	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	87.0	2.4	0.0	0.0
劇場、映画館、演芸場	102	92.2	0.0	2.9	2.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	91.7	4.2	0.0	0.0
集会場または公会堂	84	86.9	2.4	1.2	1.2
展示場	2	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	78.7	1.1	1.1	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	82.3	6.9	0.8	1.5
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	65.2	1.7	1.7	0.9
銀行、保険会社などの金融機関	143	78.3	1.4	2.1	2.1
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	95.2	1.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	90.0	1.5	0.0	0.8
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	92.0	0.0	1.8	0.0
第1種施設 計	1,514	86.7	1.8	1.0	0.7
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	77.6	2.0	2.0	2.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	66.7	3.1	5.2	5.2
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	71.0	1.5	3.1	2.3
これらに該当しないサービス施設	102	68.6	2.0	5.9	1.0
第2種施設 計	378	70.1	2.1	4.2	2.6
第1種施設＋第2種施設 合計	1,892	83.4	1.8	1.6	1.1

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	29.1	1.1	1.7	1.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	14.6	0.0	2.9	3.5
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	42.2	2.2	4.4	2.2
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	9.4	2.3	2.3	5.5
特例第2種施設 計	564	22.3	1.2	2.7	3.2

(%)

	ついでに 受動喫煙 防止対策 の取組み について は検討中 である	受動喫煙 防止対策 に取組み は無い	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.0	0.9	1.8	2.8
病院、診療所または助産所	0.0	0.0	0.0	2.5
薬局	0.8	0.0	0.8	5.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.6	0.0	1.6	7.3
劇場、映画館、演芸場	1.0	0.0	0.0	2.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	4.2	0.0	0.0	0.0
集会場または公会堂	2.4	3.6	0.0	2.4
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	10.6	1.1	1.1	6.4
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	1.5	0.8	0.0	6.2
百貨店、マーケットその他の物品販売店	8.7	7.8	4.3	9.6
銀行、保険会社などの金融機関	4.9	2.8	0.7	7.7
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	0.0	0.0	0.0	3.8
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	3.1	0.0	1.5	3.1
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	0.9	1.8	1.8	1.8
第1種施設 計	2.7	1.4	1.1	4.7
飲食店 第2種施設（100㎡超）	6.1	6.1	2.0	2.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	11.5	4.2	2.1	2.1
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	9.2	6.1	3.1	3.8
これらに該当しないサービス施設	3.9	8.8	5.9	3.9
第2種施設 計	7.9	6.3	3.4	3.2
第1種施設+第2種施設 合計	3.8	2.4	1.5	4.4

飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	26.9	27.4	7.4	4.6
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	30.4	35.7	5.8	7.0
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	22.2	13.3	4.4	8.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	48.4	19.5	5.5	7.0
特例第2種施設 計	32.1	25.9	6.0	6.6

問 11 受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙防止対策の動きについてどのように考えていますか。次の中から2つまで選んでください。(○は2つまで)

(%)

	総数	利用者の健康を守るために必要である	受動喫煙防止は世界的な動きである	利用者により良いサービスを提供するために必要である	条例などにより規制されているので、やむを得ないことである	自主的な取組みで十分である	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	109	89.9	48.6	21.1	4.6	2.8	4.6	0.9
病院、診療所または助産所	121	93.4	47.1	25.6	0.8	3.3	1.7	1.7
薬局	120	84.2	29.2	38.3	5.0	6.7	4.2	0.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	82.1	35.8	35.8	6.5	7.3	3.3	1.6
劇場、映画館、演芸場	102	85.3	30.4	48.0	8.8	5.9	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	79.2	20.8	41.7	16.7	8.3	0.0	0.0
集会場または公会堂	84	86.9	35.7	36.9	8.3	4.8	2.4	1.2
展示場	2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	78.7	20.2	43.6	10.6	9.6	2.1	3.2
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	130	79.2	31.5	35.4	20.0	10.8	0.8	3.1
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	74.8	26.1	35.7	18.3	10.4	4.3	3.5
銀行、保険会社などの金融機関	143	82.5	33.6	25.9	11.2	6.3	2.1	1.4
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	82.7	41.3	42.3	4.8	1.9	1.0	1.0
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	87.7	27.7	43.8	9.2	7.7	1.5	0.8
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	113	85.0	40.7	27.4	8.8	7.1	0.9	0.0
第1種施設 計	1,514	83.9	34.3	35.1	9.2	6.6	2.2	1.4
飲食店 第2種施設（100㎡超）	49	77.6	32.7	32.7	16.3	16.3	2.0	0.0
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	96	62.5	26.0	41.7	18.8	11.5	4.2	3.1
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	55.7	28.2	19.1	26.7	20.6	5.3	3.8
これらに該当しないサービス施設	102	70.6	39.2	24.5	19.6	15.7	4.9	1.0
第2種施設 計	378	64.3	31.2	28.0	21.4	16.4	4.5	2.4
第1種施設＋第2種施設 合計	1,892	80.0	33.7	33.7	11.7	8.6	2.6	1.6
飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	175	41.7	20.0	27.4	23.4	33.7	6.3	5.1
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	39.8	21.1	19.3	25.1	42.1	7.0	1.8
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	90	47.8	31.1	30.0	32.2	24.4	2.2	1.1
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	30.5	17.2	20.3	37.5	43.8	3.9	2.3
特例第2種施設 計	564	39.5	21.5	23.8	28.5	37.1	5.3	2.8





問 12 貴施設は今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで)

(%)

	総数	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	たばこをやめたい人への禁煙(卒煙)サポートや未成年者への喫煙防止教育	受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協同	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的支援
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	109	67.9	71.6	49.5	2.8	13.8
病院、診療所または助産所	121	73.6	66.1	38.0	7.4	9.1
薬局	120	64.2	62.5	54.2	4.2	10.0
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	123	53.7	63.4	39.0	7.3	10.6
劇場、映画館、演芸場	102	54.9	68.6	39.2	3.9	31.4
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	45.8	66.7	12.5	8.3	45.8
集会場または公会堂	84	57.1	66.7	33.3	4.8	23.8
展示場	2	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	94	61.7	63.8	36.2	3.2	19.1
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	130	64.6	56.2	36.9	10.0	23.1
百貨店、マーケットその他の物品販売店	115	52.2	61.7	38.3	7.0	9.6
銀行、保険会社などの金融機関	143	52.4	74.8	32.2	7.0	13.3
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	104	59.6	73.1	43.3	1.0	17.3
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	130	63.1	68.5	44.6	6.9	17.7
官庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	113	63.7	69.9	48.7	3.5	18.6
第1種施設 計	1,514	60.4	66.7	40.6	5.5	16.9
飲食店 第2種施設(100㎡超)	49	46.9	63.3	30.6	14.3	30.6
宿泊施設 第2種施設(700㎡超)	96	46.9	67.7	21.9	3.1	33.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	131	33.6	50.4	29.8	6.9	32.1
これらに該当しないサービス施設	102	48.0	64.7	35.3	2.9	13.7
第2種施設 計	378	42.6	60.3	29.4	5.8	27.2
第1種施設+第2種施設 合計	1,892	56.9	65.4	38.3	5.6	19.0

飲食店 特例第2種施設(100㎡以下)	175	31.4	48.0	26.9	5.1	29.1
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	171	23.4	48.0	40.4	4.7	32.7
宿泊施設 特例第2種施設(700㎡以下)	90	51.1	67.8	32.2	2.2	22.2
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	128	25.8	46.1	32.8	2.3	27.3
特例第2種施設 計	564	30.9	50.7	33.2	3.9	28.7

(%)

	支援 施設の 管理者 への技術的	受動喫煙防止対策を行う の強化	受動喫煙防止に関する規 制の強化	受動喫煙防止条例の着実 な運用	規制によらない自主的な 取組みの促進	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	4.6	20.2	19.3	1.8	0.9	0.9	
病院、診療所または助産所	5.8	28.1	19.0	0.0	1.7	1.7	
薬局	4.2	20.0	16.7	0.8	0.0	0.0	
あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	2.4	27.6	26.0	4.1	2.4	2.4	
劇場、映画館、演芸場	11.8	8.8	21.6	2.9	0.0	0.0	
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	8.3	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	
集会場または公会堂	6.0	21.4	15.5	2.4	0.0	0.0	
展示場	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	4.3	23.4	14.9	0.0	5.3	5.3	
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	4.6	16.9	20.8	0.8	3.8	3.8	
百貨店、マーケットその他の物品販売店	6.1	22.6	19.1	2.6	4.3	4.3	
銀行、保険会社などの金融機関	2.1	19.6	18.2	2.8	2.1	2.1	
図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	5.8	9.6	24.0	1.0	2.9	2.9	
老人ホーム、保育所など社会福祉施設	4.6	17.7	17.7	3.1	3.1	3.1	
官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	2.7	14.2	16.8	0.0	0.9	0.9	
第1種施設 計	4.9	19.2	19.4	1.7	2.1	2.1	
飲食店 第2種施設（100㎡超）	2.0	14.3	26.5	0.0	2.0	2.0	
宿泊施設 第2種施設（700㎡超）	7.3	12.5	11.5	3.1	4.2	4.2	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	8.4	9.9	13.7	3.1	4.6	4.6	
これらに該当しないサービス施設	2.0	20.6	18.6	3.9	3.9	3.9	
第2種施設 計	5.6	14.0	16.1	2.9	4.0	4.0	
第1種施設＋第2種施設 合計	5.0	18.2	18.8	2.0	2.5	2.5	
飲食店 特例第2種施設（100㎡以下）	3.4	13.7	8.0	2.9	6.9	6.9	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	5.8	4.7	4.7	5.8	4.7	4.7	
宿泊施設 特例第2種施設（700㎡以下）	4.4	12.2	16.7	3.3	1.1	1.1	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	7.0	3.9	1.6	1.6	2.3	2.3	
特例第2種施設 計	5.1	8.5	6.9	3.5	4.3	4.3	